

家事の首席書記官及び少年の首席書記官を置く家庭裁判所の指定について

昭和59年7月13日総一第200号高等裁判所  
長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通知

大法廷首席書記官等に関する規則第三条第一項の家事の首席書記官及び少年の首席書記官を置く家庭裁判所として、左記の家庭裁判所が指定され、昭和五十九年八月一日から実施されます。

記

(省略)

編注 昭和五十九年八月一日現在の指定庁は、次のとおりである（次の事務総長通知参照）。

昭四二年	七月二二日	総一第二七八号
昭五二年	八月一日	総一第一七九号
昭五三年	八月一日	総一第一八一号
昭五四年	八月一日	総一第一七九号
昭五五年	八月一日	総一第二三三号
昭五六年	七月一七日	総一第二〇五号
昭五七年	七月一七日	総一第一六二号
昭五八年	七月一日	総一第一八四号

東京家庭裁判所  
横浜家庭裁判所  
浦和家庭裁判所  
千葉家庭裁判所  
静岡家庭裁判所  
新潟家庭裁判所  
大阪家庭裁判所  
京都家庭裁判所  
神戸家庭裁判所  
名古屋家庭裁判所  
広島家庭裁判所  
福岡家庭裁判所  
札幌家庭裁判所